

厚生委員会情報連絡

令和3年9月29日

情報連絡件名	頁
(1) 令和3年度「第40回足立区障がい者週間記念事業」の実施について	2
(2) 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について	3
(3) 足立区生活保護適正実施協議会第2回専門部会の開催結果について	5
(4) 緊急援護資金貸付基準の策定について	6

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	PRの方法
<p>1 令和3年度 「第40回足立区障がい者 週間記念事業」 の実施について</p> <p>所管課 【障がい福祉センター】</p>	<p>障害者基本法が定める障害者週間（12月3日から9日）にあわせ、障がい者（児）の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、一般区民への理解と啓発を目的として「足立区障がい者週間記念事業」を実施する。</p> <p>今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年足立区役所内で実施していたアトリウム・庁舎ホールでのイベントは中止とし、コロナ禍を踏まえた以下の内容とする。</p> <p>1 巨大アート 参加者が作成した各パートをつなぎ合わせ、1つの絵を作る。 （1）完成予定の作品 葛飾北斎 作 「富嶽三十六景 神奈川沖浪裏」 （2）展示場所 エル・ソフィア 1階 こどもテラス</p> <p>2 デジタルアートミュージアム 参加者が作成した絵画・書道・陶芸・手芸などの作品を区ホームページで公開する。</p> <p>3 あだち広報による特集記事 あだち広報「11月10日号」に掲載。 （1）各催し物の紹介 （2）障がい者ピアサポーターへのロングインタビューの掲載 ※ ピアサポーターとは、自らの体験に基づいて他者の相談相手となり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する人のこと。</p>	<p>1 令和3年12月3日（金）から令和3年12月19日（日）まで展示。</p> <p>2 令和3年12月3日（金）から同年の公開を予定。</p>	<p>1 ポスター掲示（駅、はるかぜ、区内小中学校、高校、大学、住区センター、介護保険施設等）</p> <p>2 チラシ配布（駅、区民事務所、図書館、障がい福祉施設、地域包括支援センター等）</p> <p>3 あだち広報</p> <p>4 ツイッター、フェイスブック</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																																										
<p>2 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について</p> <p>所管課 【介護保険課】</p>	<p>地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募を行い、審査の結果、以下の事業者を選定した。</p> <p>1 公募の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 35%;">募集箇所数</th> <th style="width: 35%;">応募箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各種類圏域の指定なし</p> <p>2 選定結果 (別紙1参照)</p> <p>(1) 選定審査会</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 第一次審査 (書類審査) 令和3年8月24日 (火)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 第二次審査 (ヒアリング審査) 令和3年9月14日 (火)</p> <p>(2) 選定事業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr><td style="width: 15%;">種 類</td><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr> <tr><td>地 区 名</td><td>北東地区</td></tr> <tr><td>応 募 地</td><td>保木間五丁目14番4号</td></tr> <tr><td>法 人 名</td><td>株式会社フロンティアの介護</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>名古屋市東区泉一丁目19番8号</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr><td style="width: 15%;">種 類</td><td>看護小規模多機能型居宅介護</td></tr> <tr><td>地 区 名</td><td>北東地区</td></tr> <tr><td>応 募 地</td><td>保木間一丁目29番12号</td></tr> <tr><td>法 人 名</td><td>医療法人社団苑田会</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>足立区竹の塚四丁目1番12号</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="width: 15%;">種 類</td><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td></tr> <tr><td>地 区 名</td><td>北西地区</td></tr> <tr><td>応 募 地</td><td>入谷二丁目19番10号</td></tr> <tr><td>法 人 名</td><td>株式会社元気な介護</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>札幌市北区北二十条西四丁目2番15号</td></tr> </tbody> </table>	種 類	募集箇所数	応募箇所数	認知症高齢者グループホーム	1 か所	1 か所	看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	1 か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	1 か所	種 類	認知症高齢者グループホーム	地 区 名	北東地区	応 募 地	保木間五丁目14番4号	法 人 名	株式会社フロンティアの介護	所 在 地	名古屋市東区泉一丁目19番8号	種 類	看護小規模多機能型居宅介護	地 区 名	北東地区	応 募 地	保木間一丁目29番12号	法 人 名	医療法人社団苑田会	所 在 地	足立区竹の塚四丁目1番12号	種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地 区 名	北西地区	応 募 地	入谷二丁目19番10号	法 人 名	株式会社元気な介護	所 在 地	札幌市北区北二十条西四丁目2番15号		
種 類	募集箇所数	応募箇所数																																											
認知症高齢者グループホーム	1 か所	1 か所																																											
看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	1 か所																																											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	1 か所																																											
種 類	認知症高齢者グループホーム																																												
地 区 名	北東地区																																												
応 募 地	保木間五丁目14番4号																																												
法 人 名	株式会社フロンティアの介護																																												
所 在 地	名古屋市東区泉一丁目19番8号																																												
種 類	看護小規模多機能型居宅介護																																												
地 区 名	北東地区																																												
応 募 地	保木間一丁目29番12号																																												
法 人 名	医療法人社団苑田会																																												
所 在 地	足立区竹の塚四丁目1番12号																																												
種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護																																												
地 区 名	北西地区																																												
応 募 地	入谷二丁目19番10号																																												
法 人 名	株式会社元気な介護																																												
所 在 地	札幌市北区北二十条西四丁目2番15号																																												

令和3年度 足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会（地域密着型サービス） 選定結果

別紙 1

第一次審査：令和3年8月24日 第二次審査：令和3年9月14日

種 類			認知症高齢者 グループホーム		看護小規模 多機能型居宅介護		定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	
選 定 事 業 者			株式会社 フロンティアの介護		医療法人社団苑田会		株式会社元気な介護	
評 価 項 目			配 点	評 点	配 点	評 点	配 点	評 点
一 次 審 査	1	組織の安定性（財務状況、介護保険事業の運営実績、監査・指導状況）	30	27.33	30	24.33	30	23.33
	2	運営の安定性（職員確保、職員体制、職員定着支援、職員研修等）	30	22.50	30	22.50	30	20.33
	3	事業計画の内容（事業計画・方針、サービス提供の方針等）	40	30.83	40	28.83	40	29.33
	4	区内事業者	加算	0	加算	3.78	加算	0
第 一 次 審 査 評 点			100	80.67	100	79.45	100	73.00
二 次 審 査	1	法人の財務状況・資金計画等	10	9.17	10	8.83	10	7.83
	2	法人の理念、施設整備・事業計画（経営理念・熱意、事業計画等）	25	20.17	25	19.83	15	11.33
	3	介護保険事業の運営実績	10	9.67	10	8.00	10	9.33
	4	施設の管理運営体制（利用者サービス、虐待防止・事故対応・苦情対応等）	40	32.33	40	30.50	50	35.50
	5	地域との関係づくり（地域との連携・地域貢献、地域関係機関との連携方針）	15	12.17	15	11.17	15	9.00
	6	過去の事件・事故	減点	0	減点	0	減点	▲ 0.50
第 二 次 審 査 評 点			100	83.50	100	78.33	100	72.51

※ 評点は各委員の点数の平均点。

※ 端数処理のため、項目の平均点、評点が合わないことがある。

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の 方法
<p>3 足立区生活保護適正実施協議会第2回専門部会の開催結果について</p> <p>所管課 【足立福祉事務所生活保護指導課】</p>	<p>生活保護の廃止取消し処分の再発防止策の検証等を行う第2回専門部会を開催した（個人情報を含むため非公開）。年内に答申をいただけるように進めていく。</p> <p>1 主な会議次第</p> <p>(1) 第1回の意見を踏まえた修正案等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 足立福祉事務所との連絡手段カード案</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 失踪が疑われる受給者に対する取組みフロー兼チェックシート（以下、「チェックシート」という）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 今後の研修案</p> <p>(2) チェックシート活用事例の検証</p> <p style="padding-left: 20px;">ア チェックシートを活用して失踪廃止に至った事例（2件）</p> <p>2 主な意見</p> <p>(1) 新規に作成した「足立福祉事務所との連絡手段カード」の連絡手段は、来所、電話、FAX、Eメールとなっているが、手紙等も考えられるので、「その他」を追記して具体的に書けるようにした方が良い。</p> <p>(2) チェックシートは5W1Hを加えて良くなったが、見づらい部分があるので、ケースワーカー全員が使いやすくなるようなブラッシュアップが必要である。</p> <p>(3) 失踪廃止事例で訪問した際、不在や所持品の有無の確認は行っているが、不在時は手紙を置くなどの工夫も必要である。</p> <p>(4) ケース記録は公文書なので、対応したことは必ず記録に残すようにした方が良い。失踪廃止案件は、法令を遵守して行われているか、プロセスを踏んでいるか、個別で丁寧なケースワークが行われているかが重要になる。</p> <p>(5) 世帯類型別に担当する保護係を分けているように、ホームレス等の対応についても専門の係を設置すべきである。</p>	<p>【日時】</p> <p>8月25日 (水) 午前10時 ～11時50分</p> <p>【場所】</p> <p>特別会議室</p> <p>次回調整中</p>	

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法
<p>4 緊急援護資金貸付基準の策定について</p> <p>所管課 【足立福祉事務所生活保護指導課】</p>	<p>生活保護の申請日から保護費の支給日等までの最低限の生活を確保するとともに、福祉課ごとに貸付額の差が出ないようにするため、緊急援護資金貸付基準を策定した。</p> <p>1 緊急援護資金貸付基準</p> <p>(1) 申請者一人につき日額 1,500 円※に申請日から保護費の支給日までの見込み日数を乗じた額から、所持金額を差し引いた額を貸付基本額とする。</p> <p>(2) 水道や電気料金の滞納によりライフラインが使用不能のとき、又は使用不能になることが見込まれるときは、ライフラインの再開又は維持に必要な当該滞納額を貸付基本額に加算する。</p> <p>(3) 申請者が貸付基本額の減額を希望する場合は、食料の在庫や宿泊場所等を聞き取り、最低限の生活を確保できる範囲で希望に応じる。</p> <p>(4) 貸付基本額は、原則として生活保護開始後の初回保護費から返還させる。</p> <p>(5) ライフライン滞納額を加算した場合は、保護開始後も最低限の生活が確保できるよう、加算した金額や貸付基本額の返還等を考慮し、返還時期を猶予したり、複数回に分割して返還させる。</p> <p>(6) 保護の要否及び程度等の決定に日数を要し、(1)の保護費の支給日までの見込み日数が遅れる場合は、随時再貸し付けを行う。</p> <p>(7) 貸し付けや返還に関しては、申請者に丁寧に説明する。</p> <p>※ 日額 1,500 円は、生活扶助費のうち飲食物費や被服費など個人単位に消費する第一類の基準額（月額）を日額に換算して算出した。</p> <p>2 実施年月日 令和 3 年 1 0 月 1 日から</p>		